

建設局 令和5年度 局運営方針

1. 主な現状と課題

今後、人口減少・少子高齢化の進行が予測される中、人を呼び込み交流を促す都市を構築するには、道路交通ネットワーク、下水道などの都市活動を支える都市基盤について、効率的・効果的な整備を推進する必要があります。

また、近年多発している局地的な豪雨や台風、今後切迫する首都直下地震等の大規模自然災害による被害への懸念が高まっていることから、治水対策、無電柱化の推進、緊急輸送道路の確保、建築物の耐震化促進などにより、災害に強い都市基盤を整備する必要があります。

さらに、老朽化が進んでいる道路・橋りょう、市営住宅、下水道などの施設について、計画的・効率的な維持管理を行い、持続的な都市基盤を構築していく必要があるとともに、地区の特性やニーズを踏まえ、生活道路・自転車通行環境・住環境などを充実させ、市民の生活環境の向上を図る必要があります。

これらの課題について、デジタル化の推進など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を前提としつつ、ポストコロナを見据えて取り組む必要があります。

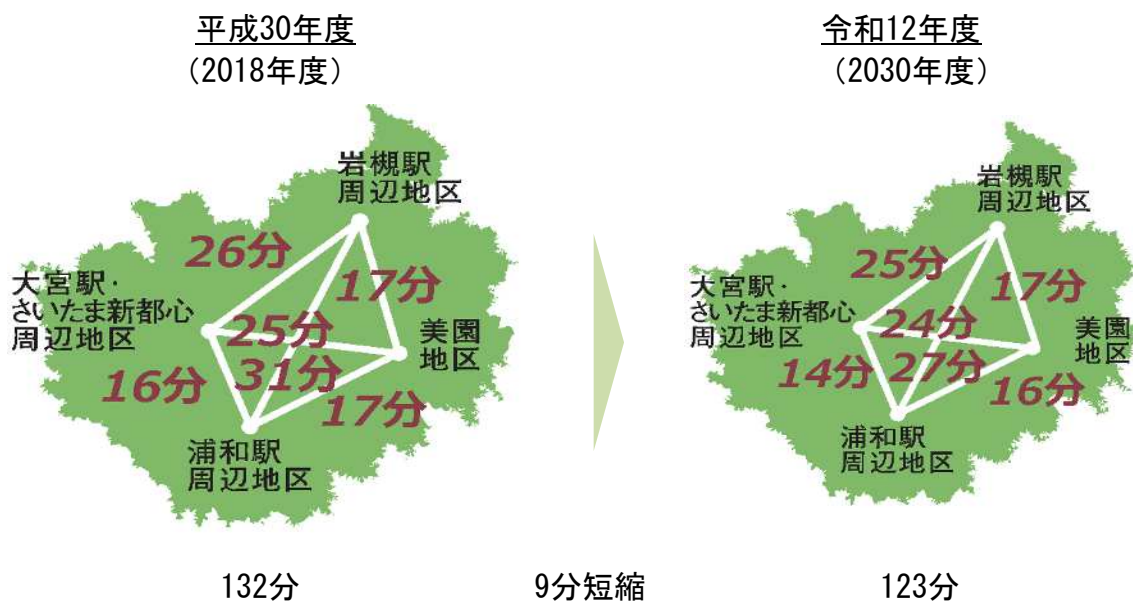
(1) 都市活動を支える都市基盤の整備

本市における都市活動を支えるため、主要拠点間（都心・副都心）の移動時間短縮、交通渋滞の緩和、歩行者の安全・安心の確保及び災害に強い道路ネットワークの形成により快適な交通環境を実現するとともに、効率的かつ効果的な道路整備を推進していく必要があります。

また、国道17号の混雑緩和や首都圏と地方を結ぶ物流の効率化が期待される高速道路ネットワークとして、新大宮上尾道路の整備も促進する必要があります。

さらに、生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、下水道による污水处理が効率的な区域の污水整備を進める必要があります。

●主要拠点間（都心・副都心）の移動時間短縮

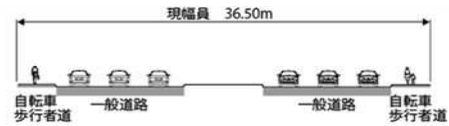


●新大宮上尾道路

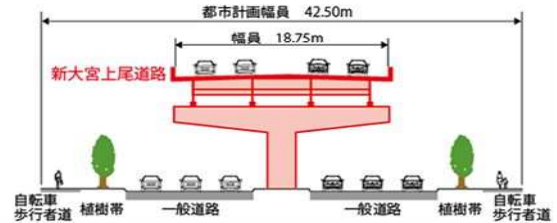


新大宮バイパス区間（宮前～与野JCT（仮称））

現況断面図



計画断面図



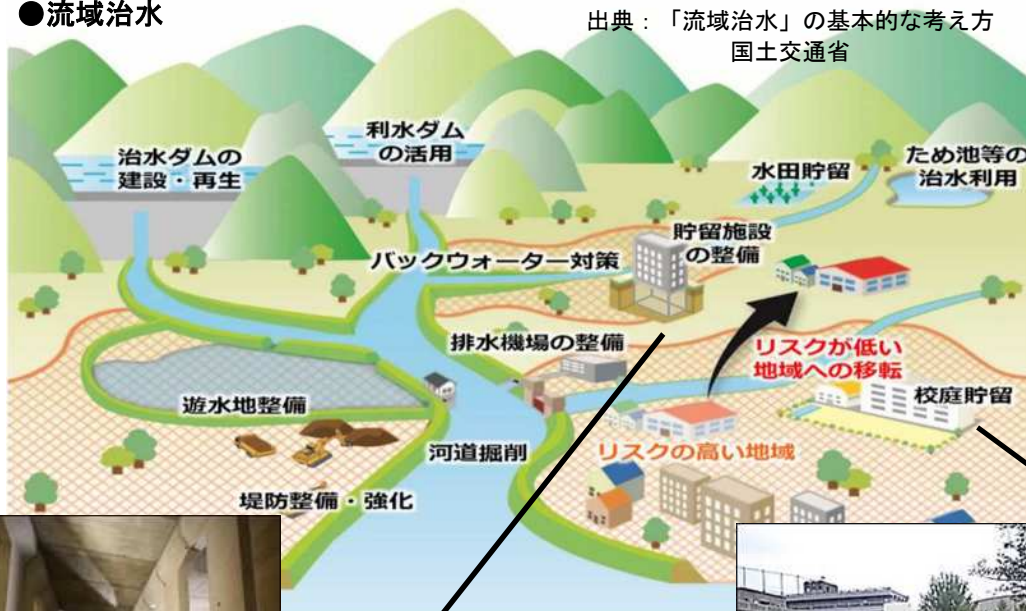
（２）災害に強い都市基盤の整備

①流域全体で取り組む治水対策

台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減に向けて、準用河川・排水路の改修、調節池・雨水貯留浸透施設の整備、雨水管・雨水調整池の整備などのハード対策と、河川・下水道・道路における水位を一元化した情報の提供などのソフト対策の両面から治水対策を推進する必要があります。さらに「流域治水」の考え方にに基づき、流域のあらゆる関係者により水災害対策をより一層加速させる必要があります。

●流域治水

出典：「流域治水」の基本的な考え方
国土交通省



公園の地下を活用した
雨水調整池の整備



流域貯留浸透施設

②道路・下水道施設の地震対策

震災時において、落橋などの致命的な被害防止や、交差する道路や鉄道等への二次的な被害を防ぐとともに、広域道路交通ネットワーク確保のため、本市では、緊急輸送道路及び鉄道、高速道路等に架かる橋りょうの耐震補強を実施しており、引き続き耐震化を推進する必要があります。

また、都市の防災力の向上、安全で円滑な交通空間の確保、優れた都市景観の形成等のため、無電柱化を推進する必要があります。

さらに、下水道施設についても、大規模地震に備えた重要な下水道管の耐震化を進める必要があります。

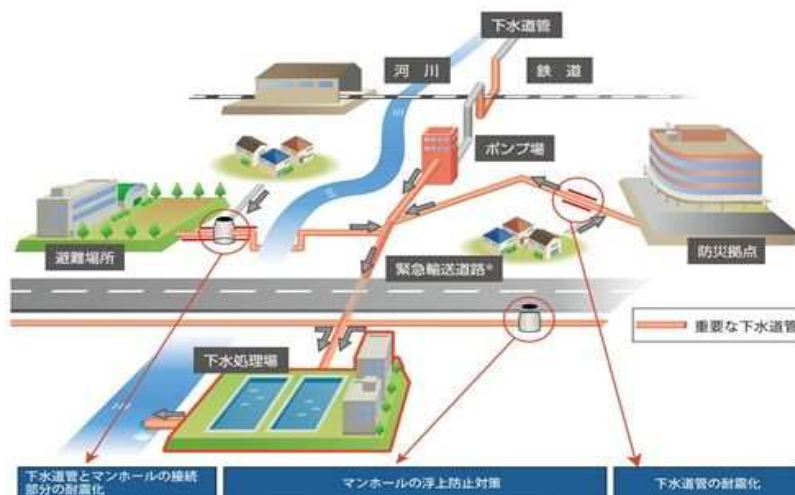
●耐震補強整備事例



●無電柱化整備事例（東大宮駅東口駅前通り）



●下水道施設



下水道管とマンホールの継手部耐震化

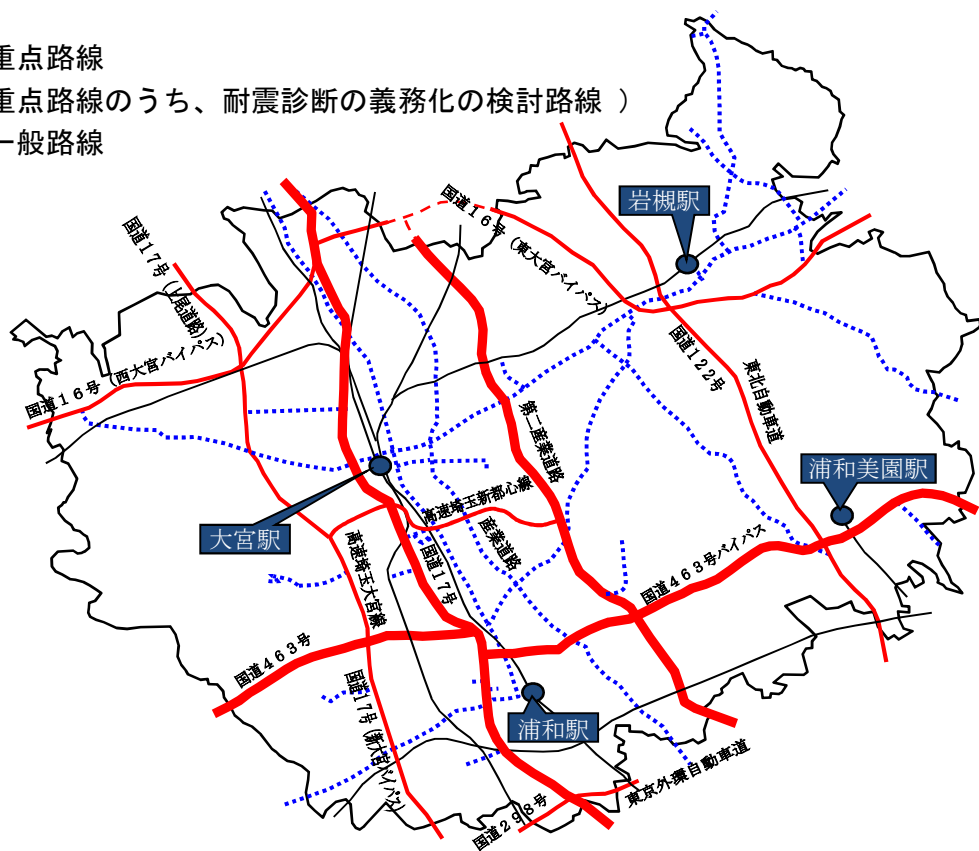
③建築物等の地震対策

地震災害から市民の生命や財産を守るため、住宅をはじめとする建築物の耐震化の必要があり、地震災害時の救命活動や物資輸送のため、特に緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の必要があります。

緊急輸送道路のうち重点路線沿道の道路を閉塞させるおそれのある建築物の耐震化に対しては、これまでも取組を実施してきましたが、未だ耐震診断を実施していない建築物があることから、耐震診断を義務化し、より一層耐震化を促進する必要があります。

また、道路に面する危険なブロック塀等についても、改善を促進するため、支援を行う必要があります。

- : 重点路線
- (— : 重点路線のうち、耐震診断の義務化の検討路線)
- ⋯ : 一般路線



緊急輸送道路路線図

◆耐震診断の義務化の検討路線

路線名
・一般国道17号
・一般国道463号・一般国道463号バイパス
・主要地方道さいたま川口線・さいたま菖蒲線 (第二産業道路)

※重点路線(埼玉県が緊急輸送道路のうち特に重要となる路線として選定)のうち、道路を閉塞させるおそれのある建築物がある路線

※耐震診断の義務化の対象棟数: 約50棟

◆道路を閉塞させるおそれのある建築物 ※昭和56年5月31日以前に工事に着手したもの 前面道路幅員が12mを超える場合



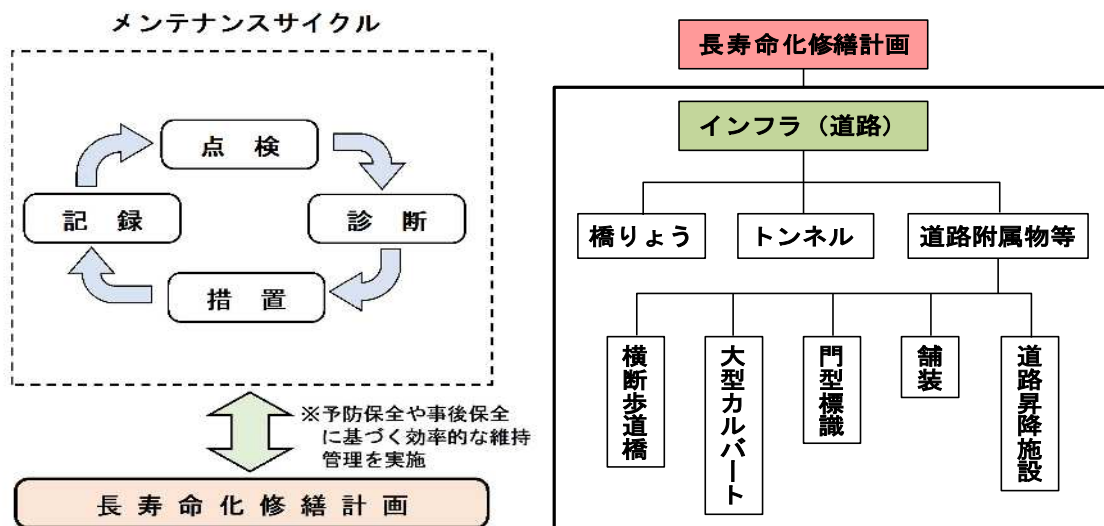
(3) 都市基盤の老朽化対策

①道路・下水道施設の老朽化対策

本市では、幹線道路から生活道路まで約4,200kmの道路を管理しており、その中には橋りょうなどの大規模な構造物から道路の舗装など多種多様な施設があります。これらの道路施設の老朽化が進む中、持続的に安全性を確保するため、メンテナンスサイクルの徹底やAI診断等による新技術を活用するなど、計画的かつ効率的な維持管理を行っていく必要があります。

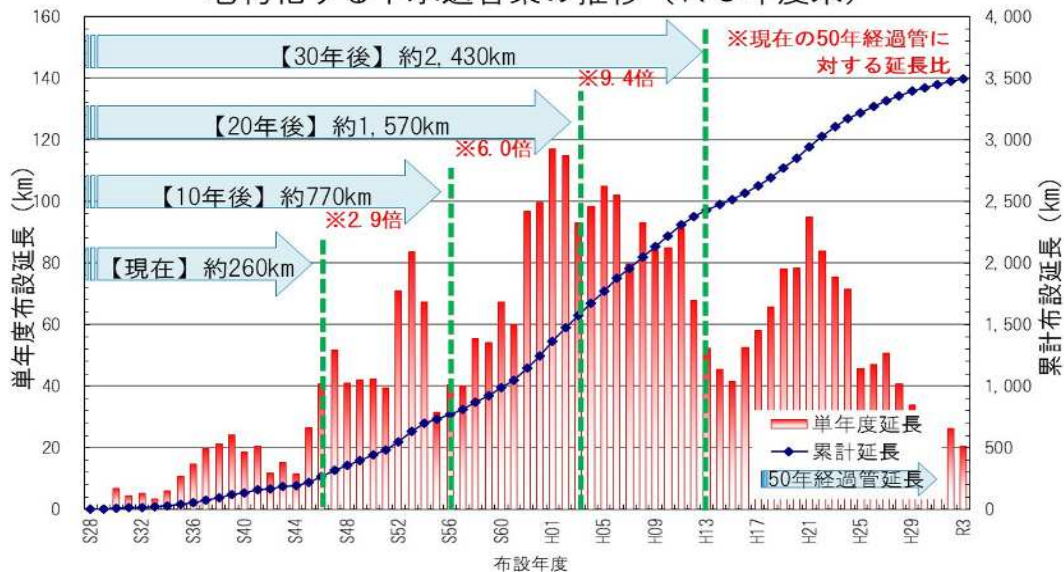
また、下水道管約3,490kmの持続的な機能確保を図るとともに、法定耐用年数50年を超える施設が増加することから、施設の計画的な改築を進める必要があります。

●道路施設



●下水道施設

老朽化する下水道管渠の推移 (R3年度末)

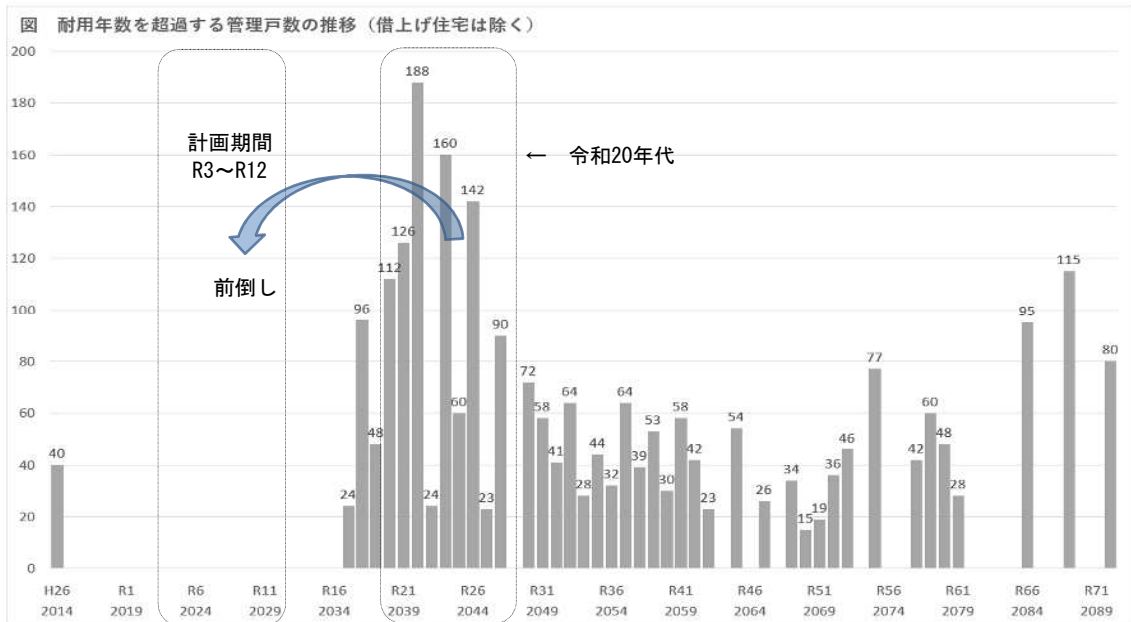


②安心な住環境の形成

本市の市営住宅は、昭和40年代から50年代に建設された住宅が半数以上を占めており、多くの住宅が令和20年代に耐用年数70年を経過します。

住宅の確保が困難な方が安心して暮らせるよう、市営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な建替えを行い、一定期間に集中する建替費用について平準化を図る必要があります。

●市営住宅の老朽化（耐用年数超過）の推移



（４）生活環境を向上させる都市基盤の整備

①安全で良好な道路環境の整備

本市では、市民から多くの要望がある生活道路について、整備を推進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全を確保することは急務であり、交通事故抑止や、歩行者と自転車利用者の安全な通行空間創出のため、歩道整備や自転車通行環境整備を推進する必要があります。

また、道路の安全対策として、警察との協働で行うゾーン30プラス整備、踏切改良、事故危険箇所等の対策にも取り組んでいく必要があります。

●歩道整備



歩道整備事例
（主要地方道川口上尾線）

●自転車通行環境整備



矢羽根の整備事例
（E170号線（坂下通り））

●ゾーン30プラス整備



仮設スムーズ横断歩道による実証実験
 (生活道路対策エリア
 「さいたま市大宮区三橋二・四丁目地区」)

●踏切改良

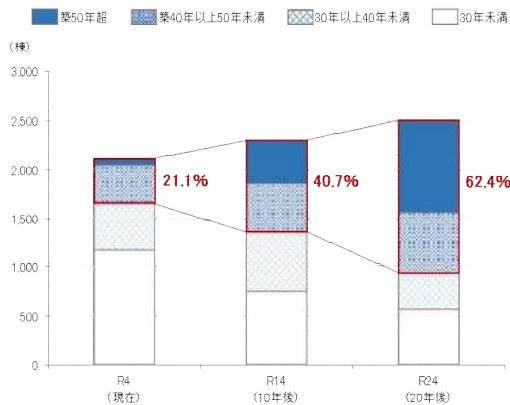


踏切改良(歩道拡幅)事例
 (宮原三丁目踏切)

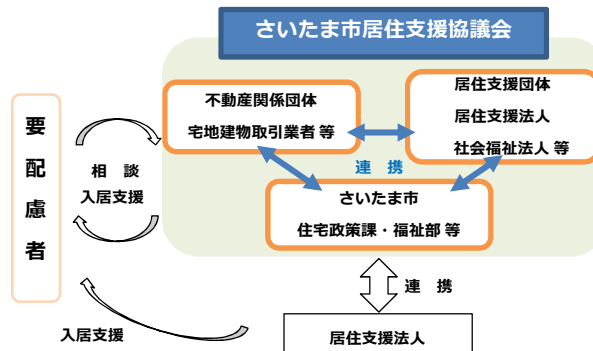
②良好な住環境の形成

本市における分譲マンションは住宅全体の約2割を占め、主要な居住形態の一つとなっており、今後、築40年以上経過したマンションの急増が見込まれるため、マンションの管理を支援していく必要があります。また、少子高齢化の進行や人口減少が見込まれることから、高齢者等の住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅の円滑な入居を促進するため、関係団体と連携した住宅セーフティネット機能の向上を図るとともに、既存住宅の流通を促進していく必要があります。

●さいたま市内マンションの築年数推計



●住宅確保要配慮者への入居支援



2. 基本方針・区分別主要事業

都市活動を支える道路交通ネットワーク、公共下水道などの都市基盤の整備を推進します。
治水対策、緊急輸送道路の確保、無電柱化の推進、建築物の耐震化促進などにより、災害に強い都市基盤を整備します。

道路・橋りょう、市営住宅、公共下水道などの施設の老朽化対策について、計画的・効率的に実施します。

生活道路・自転車通行環境、住環境などを充実させ、市民の生活環境を向上させる都市基盤の整備を行います。

(1) 都市活動を支える都市基盤の整備

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	令和5年度	令和4年度	説明	概要掲載ページ
1	総振	幹線道路整備事業 〔道路計画課〕	10,259,438 (861,796)	9,584,871 (1,592,775)	都市活動を支える道路交通ネットワークを形成するため、国道122号蓮田岩槻バイパス、産業道路、道場三室線等の幹線道路整備を効率的かつ効果的に推進します。	II-349 II-356
2	拡大 総振	新大宮上尾道路等の整備促進 〔広域道路推進室〕	3,771,913 (27,413)	2,367,413 (252,413)	対流拠点として、広域交通ネットワークを構築するため、新大宮上尾道路の事業化区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化を目指し、国直轄整備経費の一部を負担します。	II-349
3	総振	下水道の普及推進 〔下水道計画課〕	3,420,135	3,434,220	さいたま市生活排水処理基本計画で定めた合併処理浄化槽との役割分担により、事業効率が高い区域の汚水整備を推進します。	II-361

(2) 災害に強い都市基盤の整備

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	令和5年度	令和4年度	説明	概要掲載ページ
4	総振	準用河川・排水路等改修事業 〔河川課〕	1,274,860 (73,160)	1,245,507 (148,907)	浸水被害を軽減し、治水安全度の向上を図るため、準用河川・排水路等(新川、黒谷川外)の整備を推進します。	II-352
5	拡大 総振	流域対策施設整備事業 〔河川課〕	215,595 (75,295)	78,519 (38,419)	浸水被害の軽減を図るため、流域治水対策として、流域貯留浸透施設(岩槻諏訪公園)や調節池の整備を推進します。	II-352
6	総振	下水道浸水対策の推進 〔下水道計画課〕	2,766,439	3,735,544	浸水被害の軽減を目的とした雨水管(緑区宮本外)及び雨水貯留施設等(大平公園調整池外)の整備を推進します。	II-361
7	総振	橋りょう耐震化事業 〔道路環境課〕	1,033,520 (120)	1,054,682 (37,832)	緊急輸送道路の橋りょう及び重要路線・鉄道などを跨ぐ橋りょう(大栄橋、羽根倉橋外)について、重点的かつ計画的に耐震補強や落橋防止対策を実施します。	II-350

〔区分〕新規…新規事業 拡大…拡大事業 総振…総合振興計画実施計画事業

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	令和5年度	令和4年度	説明	概要掲載ページ
8	総振	下水道施設の健全化の推進 〔下水道計画課〕	1,952,300	1,683,693	下水道施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から計画的な改築を行うとともに、緊急輸送道路下などの重要な下水道管の耐震化を推進します。	II-361
9	総振	無電柱化推進事業 〔道路環境課〕	658,603 (17,377)	945,003 (78,811)	防災上の重要な道路、バリアフリー経路及び駅周辺などの歩行者の多い道路について、無電柱化を推進します。	II-351
10	拡大 総振	既存建築物の耐震化促進 〔建築総務課〕	325,334 (176,189)	307,281 (157,867)	住宅及び緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある建築物などの耐震化に要する費用の一部を助成するとともに、道路に面する危険なブロック塀の除却等を支援します。	II-344

(3) 都市基盤の老朽化対策

* ()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	令和5年度	令和4年度	説明	概要掲載ページ
11	総振	道路環境整備事業 〔道路環境課〕	8,383,852 (3,397,742)	7,912,143 (3,811,544)	道路施設の老朽化に伴い、定期的な点検を行い、計画的かつ効率的な維持管理を実施するとともに、沿線住民の要望に基づき、生活道路の整備を実施します。	II-347 II-348
12	新規	道路照明灯一斉LED化事業 〔道路環境課〕	債務負担 行為設定	0 (0)	ESCO事業等による、さいたま市全域の道路照明灯の一斉LED化に向けて調査及び設計を行います。	II-347
13	総振	橋りょう長寿命化修繕事業 〔道路環境課〕	1,490,865 (186,295)	1,778,981 (328,853)	橋りょうの老朽化に伴い、定期的な点検を行い、計画的かつ効率的な維持管理を実施します。	II-350
14	総振	下水道施設の健全化の推進 〔下水道計画課〕	1,210,466	1,459,100	下水道施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から計画的な改築を実施します。	II-361
15	総振	市営住宅建替の推進 〔住宅政策課〕	712,073 (13,504)	485,795 (23,115)	市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の計画的な建替を実施します。	II-358

〔区分〕新規…新規事業 拡大…拡大事業 総振…総合振興計画実施計画事業

(4) 生活環境を向上させる都市基盤の整備

*()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	令和5年度	令和4年度	説明	概要掲載ページ
16	総振	歩道等整備事業 〔道路環境課〕	1,708,106 (386,906)	2,273,794 (493,394)	歩行者等の安全な通行を確保するため、バリアフリー化と合わせて、幹線道路や通学路等における歩道整備等を推進します。	II-351
17	総振	自転車通行環境整備事業 〔道路環境課〕	227,800 (0)	299,500 (30,100)	自転車が安全で快適に走行できる通行環境の整備を推進します。	II-351
18	総振	ゾーン30プラス整備事業 〔道路環境課〕	134,000 (7,050)	152,600 (10,900)	警察による最高速度30km/hの速度規制と道路管理者による物理的デバイス等を組み合わせた生活道路の交通安全対策を推進します。	II-351
19	総振	踏切改良事業 〔道路環境課〕	12,344 (1,344)	235,400 (14,600)	踏切事故防止、歩行者の安全確保及び交通渋滞の緩和のため、前後の道路より幅員が狭い踏切を主な対象とし、拡幅整備や安全対策を実施します。	II-351
20	総振	マンション管理適正化の推進 〔住宅政策課〕	1,359 (1,359)	7,244 (7,244)	分譲マンションの管理組合等に、その運営や建物の維持管理に関する情報提供等を行い、良好な居住環境の確保を推進します。	II-357
21	総振	住宅セーフティネット機能の推進 〔住宅政策課〕	1,196 (30)	1,361 (30)	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するとともに、関係団体と連携し、居住支援を推進します。	II-357
22	総振	既存住宅流通等の促進 〔住宅政策課〕	3,211 (3,211)	4,444 (4,444)	既存住宅流通等の促進に向けた周知・啓発を実施します。	II-357

3. 見直し事業一覧

(単位：千円)

課名	見直し事業名	見直しの理由及び内容	コスト削減額
技術管理課	技術基準・技術管理事業における消耗品費の見直し	購入量を見直し、予算額を縮小する。	△ 207
土木総務課	道路管理事業における印刷製本費の見直し	印刷部数を見直し、予算額を縮小する。	△ 10
土木総務課	街路管理事業における消耗品費の見直し	購入量を見直し、予算額を縮小する。	△ 10
土木総務課	街路管理事業における負担金の見直し	過去の実績を踏まえた見直しにより、予算額を縮小する。	△ 35
道路環境課	道路橋りょう事務事業における消耗品費の見直し	購入量を見直し、予算額を縮小する。	△ 46
河川課	河川事務事業における消耗品費の見直し	購入量を見直し、予算額を縮小する。	△ 8
建築総務課	建築総務事務事業における負担金の見直し	受講方法等を見直し、予算額を縮小する。	△ 21
建築行政課	建築確認事務事業における消耗品費の見直し	購入量を見直し、予算額を縮小する。	△ 36
住宅政策課	優良住宅等推進事業における手数料の見直し	過去の実績を踏まえた見直しにより、予算額を縮小する。	△ 548
下水道総務課	受益者負担金徴収事業における印刷製本費の見直し	印刷部数を見直し、予算額を縮小する。	△ 376
下水道財務課	財務管理事業における手数料の見直し	過去の実績を踏まえた見直しにより、予算額を縮小する。	△ 880
下水道維持管理課	水質指導事業における通信運搬費の見直し	送付方法を見直し、予算額を縮小する。	△ 3
下水道計画課	管きよ整備事業における印刷製本費の見直し	印刷部数を見直し、予算額を縮小する。	△ 689
下水道計画課	管きよ整備事業における消耗品費の見直し	購入量を見直し、予算額を縮小する。	△ 11